

○岡山市下水道低地汚水ポンプ施設設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 水洗化の普及促進を図るため、下水道低地汚水ポンプ施設(以下「汚水ポンプ施設」という。)を設置して、下水を公共下水道に排出しようとする者に対し、予算の範囲内において下水道低地汚水ポンプ施設設置補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存建物 下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第9条の規定により公示した公共下水道の供用開始の日以前に建設されていた建物、又は建設に着手していた建物
- (2) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備
- (3) 汚水ポンプ施設 公共下水道に排出しようとする汚水を、自然流下によらず強制排除するためのポンプ機器、制御盤、圧送管及びこれらに附帯する設備

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げるとおりとし、その要件については当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水ポンプ施設設置事業 汚水ポンプ施設設置に関する事業であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすもの
 - ア 法第2条第8号に規定する公共下水道の処理区域内であること。
 - イ 低地などの地形的条件により自然流下によって汚水を公共下水道に直接排除することが困難な既存建物であること。
 - ウ 汚水ポンプ施設設置工事と同時に、当該建物の排水設備の改造等を、岡山市下水道排水設備指定工事店に施工させること。
 - エ 汚水ポンプ施設の設置位置は、接続しようとする取付ますの直近かつ民地内であること。
 - オ 汚水ポンプ施設及び排水設備を設置する土地に対して所有権、地役権又は借地権等の権利を有している関係者人全員の承諾が得られること。
- (2) 汚水ポンプ施設更新事業 汚水ポンプ施設の改築に関する事業であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすもの
 - ア 前号に掲げる要件に該当すること。

イ 設置後概ね10年を経過したこと。

ウ 通常の維持管理を行ったにもかかわらず、ポンプ機器等の更新が必要になったこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。

- (1) 官公庁、会社、法人又は事業活動に伴う汚水の排除に係るもの
- (2) 地階及び地下部分の汚水の排除に係るもの

(補助事業者)

第4条 第3条の補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、くみ取便所又は浄化槽を設置している既存建物を所有し、又は使用している者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市税、下水道事業負担金、下水道使用料、農業集落排水事業分担金及び農業集落排水処理施設使用料を滞納しているものは補助事業者としない。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市長が別に定める標準的な仕様にに基づき、汚水ポンプ施設を設置するのに要する費用で機械器具等に係るもののうち、次の各号に掲げるものに限る。

- (1) 購入費
- (2) 設置に係る工事費
- (3) 前2号に係る諸経費
- (4) 前3号に係る消費税

(補助金額)

第6条 補助金額は、1戸当たり、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額で、80万円を上限とする額とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付申請は、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意をした上で、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長の定める期日は、岡山市下水道条例施行規則（昭和63年市規則第16号）第4条に規定する排水設備等計画確認申請書を提出する日の10日前までとする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請代表者委任状及び申請者誓約書（様式第2号）
- (2) 土地所有者等下水道低地汚水ポンプ施設設置承諾書（様式第3号）
- (3) 汚水ポンプ施設を設置する土地所有者等全員の印鑑証明書
- (4) 下水道低地汚水ポンプ施設設置工事見積書（様式第4号）
- (5) 申請者全員の滞納無証明書（ただし、岡山市が補助事業者に対して発行できない場合は不要とする。）
- (6) 位置図
- (7) 平面図
- (8) 縦断面図
- (9) 構造図
- (10) 公図の写し
- (11) 土地及び建物の登記簿謄本又は登記事項証明書

4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

（決定の通知）

第8条 規則第8条の決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（状況報告、着手届及び完了届の免除）

第9条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（実績報告）

第10条 規則第16条の実績報告は、下水道低地汚水ポンプ施設設置実績報告書（様式第7号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第16条第1項第1号に規定する補助事業等に係る経費の収支決算書は、収支決算書（様式第8号）とする。

3 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 竣工図面
- (2) 工事代金等の請求書の写し又は領収書の写し

- (3) 下水道低地汚水ポンプ施設設置工事精算書（様式第9号）
- (4) 現場写真（着工前，基礎工事，据付工事，配管工事，電気工事，完了後及びその他の工程が分かるもの）

（交付決定の取消し）

第11条 規則第20条第3項の規定により準用される規則第8条の通知は，補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により行うものとする。

（財産処分の制限）

第12条 規則第24条第2号に規定する機械及び重要な器具で市長が定めるものは，次のとおりとする。

- (1) ポンプ類
- (2) ポンプ槽他附帯設備

2 規則第24条ただし書に規定する市長が定める期間は，次の各号に掲げる財産の区分に応じ，当該各号に定める期間とする。

- (1) ポンプ類 10年間
- (2) ポンプ槽他附帯設備 10年間

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか，この要綱の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は，令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所
(申請代表者) 氏名

署名又は記名押印

(連絡先 Tel)

下水道低地汚水ポンプ施設を設置したいので、岡山市下水道低地汚水ポンプ施設設置補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

申請に当たっては、同要綱並びに岡山市補助金等交付規則に定める各条項の適用を受けることについて同意します。

記

1 補助事業名	岡山市下水道低地汚水ポンプ施設設置事業
2 事業の内容	下水道低地汚水ポンプ施設の設置
3 事業の目的	水洗化の普及促進を図るため
4 汚水ポンプ施設設置場所	岡山市
5 汚水ポンプ施設利用戸数	戸
6 工事着工予定日	年 月 日
8 工事完了予定日	年 月 日
9 施工者（施工業者）	住所 名称 代表者氏名 TEL
10 添付書類	① 申請代表者委任状及び申請者誓約書 ② 土地所有者等下水道低地汚水ポンプ施設設置承諾書 ③ 下水道低地汚水ポンプ施設を設置する土地所有者全員の印鑑証明書 ④ 下水道低地汚水ポンプ施設設置工事見積書 ⑤ 滞納無証明書 ⑥ 位置図 ⑦ 平面図 ⑧ 縦断面図 ⑨ 構造図 ⑩ 公図の写し ⑪ 土地及び建物の登記簿謄本又は登記事項証明書

様式第2号（第7条関係）

申請代表者委任状及び申請者誓約書

年 月 日

岡山市長 様

私どもは、岡山市下水道低地汚水ポンプ施設設置補助金交付申請に当たり、岡山市下水道低地汚水ポンプ施設設置補助金交付要綱第7条の規定により、下記1のとおり申請代表者（受任者）を定めて、下記2に掲げる委任事項を処理する一切の権限を委任するとともに、下水道低地汚水ポンプ施設設置補助金の交付を受けるに当たり、下記3の誓約事項を遵守することを誓います。

記

1 申請代表者（受任者）

住所

氏名

署名又は記名押印

2 委任事項

- 1) 補助金の交付申請に関すること。
- 2) 補助金の交付又は不交付決定の通知書の受理及び補助金交付決定に係る内容の承諾に関すること。
- 3) 補助金の交付に係る下水道低地汚水ポンプ施設設置工事の円滑な施工の確保及び事故等の報告に関すること。
- 4) 補助金交付額確定通知書の受理及び補助金の請求に関すること。

3 誓約事項

- 1) 補助金交付決定後、速やかに宅地内の排水設備工事を、岡山市下水道排水設備工事指定工事店により施工すること。
- 2) 下水道低地汚水ポンプ施設設置工事の施工に当たっては、関係法令に従うこと。
- 3) 補助の決定が取り消され、補助金を返還するときは、返還命令を受けた金額に対し各自が連帯して返還すること。
- 4) 下水道低地汚水ポンプ施設の維持管理は、自らの責任で行なうこと。

下水道低地汚水ポンプ施設の設置に係る問題については、申請者の責任において解決し、一切岡山市に迷惑をかけないこと。

様式第3号（第7条関係）

土地所有者等下水道低地汚水ポンプ施設設置承諾書

年 月 日

岡山市長 様

下記表示の土地に岡山市が補助する下水道低地汚水ポンプ施設を設置することについて、岡山市下水道低地汚水ポンプ施設設置補助金交付要綱第3条の規定により、土地所有者等と協議し、承諾を得ました。

申請代表者 住所

氏名

署名又は記名押印

土地の表示

使用承諾する土地の所在 (登記簿記載の地番を記入して下さい。)	所有者		
	住所	氏名	印※

※印は印鑑証明書の印とすること。

様式第4号（第7条関係）

下水道低地汚水ポンプ施設設置工事 見積書

年 月 日

申請代表者

施工者

住所

住所

氏名

名称及び

代表者名

署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印)

工種	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
ポンプ		組	1			
ポンプ槽		基	1			
制御盤		面	1			
圧送管	VP	m				材工共
〃	VP	m				材工共
柵		個				材工共
ポンプユニット据付費		式	1			
電気工事費	制御盤取付費を含む	式	1			材工共
根切埋戻費		式	1			
保護及び保温費		式	1			
小計						
諸経費		式	1			
工事価格計						
消費税相当額		式	1			
合計						

様式第5号（第8条関係）

補助金交付決定通知書

岡山市指令 第 号

申請代表者 住所

氏名 様

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、岡山市下水道低地汚水ポンプ施設設置補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

岡山市長 印

記

- 1 補助対象金額（率） 円（1／2）
- 2 交付金額 円
- 3 交付予定時期 補助事業が完了した後
- 4 交付条件等
 - (1) 本事業と同時に、当該建物への排水設備の設置を実施し、公共下水道へ接続を行うこと。
 - (2) 排水設備の工事については、岡山市下水道排水設備指定工事店により施工すること。
 - (3) 補助事業者は、年 月 日までに補助事業を完了すること。
 - (4) 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、その理由及びその他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けること。
 - (6) 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときは、直ちに市長に報告すること。

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第 6 号（第 8 条関係）

補助金不交付決定通知書

岡山市指令 第 号

申請代表者 住所

氏名 様

年 月 日付けで申請のあった、 年度岡山市下水道低地汚水ポンプ施設設置補助金の交付については、下記の理由により却下したので、同要綱第 8 条の規定により通知します。

年 月 日

岡山市長 印

記

(理由)

様式第7号（第10条関係）

下水道低地汚水ポンプ施設設置実績報告書

年 月 日

岡山市長 様

申請代表者 住所

氏名

署名又は記名押印

年 月 日付け岡山市指令 第 号で補助金交付決定を受けた下
記事業について完了したので、岡山市下水道低地汚水ポンプ施設設置補助金交付要綱第1
0条の規定により報告します。

記

1 補助事業名	岡山市下水道低地汚水ポンプ施設設置事業
2 事業完了年月日	年 月 日
3 施工者（施工業者）	住所 名称 代表者名 TEL
4 添付書類	① 竣工図面 ② 工事代金等の請求書の写し又は領収書の写し ③ 収支決算書 ④ 下水道低地汚水ポンプ施設設置工事精算書 ⑤ 現場写真(着工前・基礎工事・据付工事・配管工事・ 電気工事・完了後・他) ⑥ その他

様式第8号（第10条関係）

収支決算書

年 月 日

岡山市長 様

申請代表者 住所
氏名

署名又は記名押印

(連絡先 TEL)

年 月 日付け岡山市指令 第 号で補助金交付決定を受けた岡山市
下水道低地汚水ポンプ施設設置補助事業について、岡山市下水道低地汚水ポンプ施設設置
補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり提出します。

記

収入の部

科目	金額	説明
市補助金(予定)		
自己資金		
計		

支出の部

科目	金額	説明
工事費		
消費税		
計		

様式第9号（第10条関係）

下水道低地汚水ポンプ施設設置工事 精算書

年 月 日

申請代表者

施工者

住所

住所

氏名

名称及び

代表者名

署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印)

工種	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
ポンプ		組	1			
ポンプ槽		基	1			
制御盤		面	1			
圧送管	VP	m				材工共
〃	VP	m				材工共
柵		個				材工共
ポンプユニット据付費		式	1			
電気工事費	制御盤取付費を含む	式	1			材工共
根切埋戻費		式	1			
保護及び保温費		式	1			
小計						
諸経費		式	1			
工事価格計						
消費税相当額		式	1			
合計						

様式第10号（第11条関係）

補助金交付決定取消通知書

岡山市指令 第 号
年 月 日

申請代表者 住所
氏名 様

年 月 日付け岡山市指令 第 号で申請により通知した、
岡山市下水道低地汚水ポンプ施設設置補助金交付要綱第8条の規定に基づく補助金の交付
決定を、下記の理由により、同要綱第11条の規定に基づき取り消したので通知します。

年 月 日

岡山市長 印

記

[交付決定を取り消す理由]

- 様式第 1 号 (第 7 条関係)
- 様式第 2 号 (第 7 条関係)
- 様式第 3 号 (第 7 条関係)
- 様式第 4 号 (第 7 条関係)
- 様式第 5 号 (第 8 条関係)
- 様式第 6 号 (第 8 条関係)
- 様式第 7 号 (第 1 0 条関係)
- 様式第 8 号 (第 1 0 条関係)
- 様式第 9 号 (第 1 0 条関係)
- 様式第 1 0 号 (第 1 1 条関係)